

## 大熊町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名 令和8年度大熊町地域公共交通計画策定支援業務

### 2 趣旨

本仕様書は、大熊町地域公共交通活性化協議会（以下「発注者」という。）が実施する大熊町地域公共交通計画策定支援業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

### 3 業務目的

本業務は、大熊町の今後の地域公共交通の指針となり、かつ、大熊町交通まちづくりビジョンの後継の計画となる、大熊町地域公共交通計画の策定にあたり、民間の専門性と豊富な経験を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

### 4 業務内容

受注者は、以下の項目について業務を行う。

#### (1) 当町及び地域公共交通の現況整理に関する調査

国や福島県、市町村等から公表される資料・データ等を分析するとともに、各種調査の結果等を踏まえ、当町の地域特性や公共交通の現状及び上位・関連計画（大熊町第三次復興計画、大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画、大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、大熊町交通まちづくりビジョン）並びに福島県や隣接自治体地域公共交通計画との関連性を整理する。

#### (2) 移動実態や交通事業者運行課題の把握

ア 町民等（町外避難者や来町者を含む）の移動実態等の把握調査の実施

・日常生活の移動（買い物や通院等で町内から近隣市町村への移動や、来町者が町内に訪れた際の移動を含む）に関する実態や公共交通の利用実態等を把握するため、町民及び公共交通利用者（潜在的な利用ニーズを抱える者を含む）を対象とした調査を実施する。

・調査の手法や対象等については提案事項とするが、当町の特性等を踏まえ、既存の統計データや関連計画も活用し、町民のニーズ等を的確に把握することができる手法とする。

なお、アンケート調査を郵送にて行う際は、封入・封緘は事業者にて実施とし、郵送は役場で実施する。（郵送料は役場負担とする）

・地域住民への意見交換の実施（行政区又はコミュニティ団体等で1回実施）

イ 交通関係者の意向等の把握調査の実施

- ・公共交通サービスの運行主体などの供給側における課題等を把握するため、交通関係者を対象とした調査を実施する。

- ・調査の手法や対象等については提案事項とする。

ウ 帰還又は移住する方の移動手段の確保の可能性調査

特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、今後除染及びインフラの復旧により町内の避難指示が解除され、帰還又は移住する方の移動手段の確保に向けて、移動手段に関する要望や想定される移動手段に関する基礎調査を実施する。

(3) 基本方針・目標指針・施策の検討

- ・(1)～(2)で実施した各種データ等の整理や調査の結果等を踏まえ、当町における公共交通の課題を整理し、その解決に向けた基本方針や目標、施策の検討を行う。

- ・検証や課題の整理にあたっての手法や考え方等については提案事項とする。

(4) 大熊町地域公共交通計画(案)のとりまとめ

ア 計画期間

- ・令和9年度～令和13年度の5ヶ年計画とする。

イ 計画の基本方針及び目標・指標等の設定

- ・整理した課題の解決に向けた当町における今後の地域公共交通の在り方等を示す基本方針やその実現に向けた目標及び指標等を整理する。

- ・指標等の整理にあたっては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の趣旨等を踏まえたものとする。

ウ 目標を達成するための事業及び課題解決策の検討

- ・設定した目標の達成に向けた具体的な事業を検討、整理する。

- ・事業の検討、整理にあたっては、実施主体となる関係者等との協議、調整等を行いながら進めるものとし、必要となる資料、議事録等の作成を行う。

エ 生活循環バス及びデマンドタクシーを含む町内交通の現状分析、利便性向上に向けた取組の検討

- ・利用状況等を分析し、現在の運行形態からの利便性向上を図る取組を検討する。

- ・検討にあたっては、実施主体となる関係者等との協議、調整等を行いながら進めるものとし、必要となる資料、議事録等の作成を行う。

オ その他

大熊町地域公共交通計画(案)のとりまとめにあたり実施する(1)～(3)においては、当町と連携協定を締結している大学との連携及び協力して進めることを推奨する。

(5) 各種会議等の開催支援

ア 大熊町地域公共交通活性化協議会(法定協議会)の開催支援

- ・計画の策定にあたり、大熊町地域公共交通活性化協議会を開催することとし、会議の開催に伴う運営支援及び必要となる資料の作成、説明補助（有識者への同行支援）、議事録の作成を行う。
- ・開催回数は計5回程度とする。

#### イ パブリックコメントの実施支援

- ・町民の意見や提言を募集し、計画に反映させるため、パブリックコメントを実施（令和8年12月予定）することとし、必要となる資料の作成等を行う

### (6) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、着手時・中間3回・最終納品時の計5回程度のほか、必要に応じて随時打合せ協議を行うこととし、必要となる資料の作成、議事録の作成を行う。

## 5 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

## 6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・業務報告書1部
- ・計画書本編1部
- ・電子記録媒体（CD-R等）2枚

## 7 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理に努めるとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

## 8 検査

本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けるものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

## 9 その他

### (1) 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(3) 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

(4) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対する一切の責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。

(5) 地域公共交通計画策定に伴い、当町の現状、大熊町第三次復興計画及び関連計画等の内容を確認すること。

(6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画策定に係る注意事項

国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を熟読し、発注者との共通理解に資する。

①入門編

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001475484.pdf>

②詳細編

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001480548.pdf>

10 成果物の帰属

本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、発注者に帰属するものとする。

11 疑義

受注者は、本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等事業の遂行に支障を来す恐れがある場合には、速やかに発注者と協議するものとする。